

高津区障害福祉サービス事業所等設置・運営法人募集に係る質問に対する回答について

「高津区障害福祉サービス事業所設置・運営法人の募集要項」に基づき、令和3年3月25日（木）から令和3年4月23日（金）までに受付けた質問について、次のとおり回答します。

●質問期間中に受付けた質問と回答

質問1	①生活介護 卒業生の動向を踏まえながら定員を増やすとの記載がありますが、初年度の受け入れ人数と目標の40名を受け入れる年度に定め、又は目安はありますか。 また、利用者の送迎は、必須でしょうか。送迎を行う場合、対象者の範囲を高津区内と想定してよいのでしょうか。
回答	・初年度の受け入れについては、特に人数の決まりはありませんが、既存施設からの受け入れや、重症心身障害者や医療的ケアが必要な方、行動障害のある方の受け入れを想定しています。 ・送迎は必須となります。高津区にお住まいの方を対象とすることを基本としますが、卒業生の動向や重度の方等の状況を踏まえて、他の地域からの受け入れも可とします。

質問2	短期入所については、「単独型」でしょうか、「併設型」でしょうか？
回答	・施設ではグループホームも実施いただくため、併設型となります。

質問3	川崎市障がい者生活支援・地域交流事業の人員配置について、1名は常勤で専任の相談支援専門員との事ですが、他2名は非常勤でも、問題ないという認識でしょうか？それとも常勤換算で3.0名以上必要という事でしょうか？
回答	・要綱に定める支援の内容を実施可能であれば他2名については非常勤職員でも問題ありません。

質問4	「体験機会の提供」について、体験宿泊等の提供とありますが、体験宿泊は、短期入所やグループホームの空床を使用するという事で問題ないでしょうか？それとも、別途、宿泊設備が必要でしょうか？
回答	・基本的には短期入所やグループホームの空床を使用することを想定しています。

質問5	共同生活援助について、日中サービス支援型と介護サービス支援型のどちらを想定しておりますでしょうか？
回答	・共同生活援助については、募集要綱上にお示した肢体不自由児者または行動障害を主とした重度障害者を一定程度受入れ、日中含めた日常生活をおくる場として想定していますので、受け入れ体制が確保できるのであれば日中サービス支援型または介護サービス支援型のどちらでも問題ありません。

質問6	
回答	

川崎市健康福祉局
総務部 施設課
障害保健福祉部 障害者施設指導課
電話 044-200-0466
E-mail:40sisetu@city.kawasaki.jp